

○市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例

平成15年 9 月22日 条例第47号

改正平成21年 9 月24日 条例第28号

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例

市川市は、文化都市として、美しい街と、そこに住み、働き、学ぶ人の心の優しさを大きな誇りとしてきた。この街では、人の心や体の健康、自然の豊かさが何よりも大切にされ、沢山の人がそのことを思い暮らししてきた。これを守り、向上させていくことは、私たち皆の責務である。

市川市は、清潔で快適な生活環境を守るため、これまでさまざまな施策を実施し、吸い殻の投げ捨て防止、空き缶のクリーンアップなどキャンペーンも行ってきた。しかし、公共の場所を利用する人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、犬のふんの放置など、私たちの快適な生活を阻害する心無い行為は後を絶たない。歩きながらの喫煙も、吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、危険であり、また、受動喫煙による健康への影響も深刻である。

市民が危険を感じたり、健康を損なったり、不快な思いをすることは、文化都市として、また、本市がこれから目指していく健康都市としてふさわしいことではない。このようなことが放置されれば、やがて、市民の心を荒廃させ、ひいてはまちを愛する心までも失わせてしまうだろう。これまで、これらのことはマナー、モラルの問題として、市民の良心に委ねられてきた。しかし、これからは、市民一人ひとりのルールとして確立することが必要である。

いまこそ、私たちは、健康と安全で清潔な生活環境を守るため、総力を挙げて取り組むときである。市民や事業者、市のそれぞれ主体的かつ具体的な行動を通じて、全国に誇れる、愛着の持てる文化都市、そして健康都市、市川市をつくっていききたい。

市川市は、このような決意のもと、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市市川市の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。
- (2) 公共の場所 道路（沿道の植栽及び側溝を含む。以下同じ。）、公園、広場、水路その他これらに類する公共の用に供する場所をいう。
- (3) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (4) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、印刷物その他これらに類する物及び飲料、食料等の缶、瓶その他の容器をいう。
- (5) 飼い犬 自己の所有し、飼養し、又は管理する犬をいう。
- (6) ふんの放置 排せつされたふんを回収することなくその排せつされた場所から離れることをいう。

(7) 路上禁煙・美化推進地区 道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をしてはならない地区をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、相互に協力して、市民等の健康と安全で清潔な生活環境を保持するよう努めなければならない。

2 市民等は、公共の場所（路上禁煙・美化推進地区内の道路を除く。）において喫煙（歩行している間又は自転車に乗車している間の喫煙を除く。）をするときは、携帯用吸い殻入れを携行し、これを使用するよう努めなければならない。

3 市民等は、犬、猫その他の愛がん動物を所有し、飼養し、又は管理するときは、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行い、人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

4 市民等は、公共の場所において、飼い犬を連れているときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携行するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市民等の健康と安全で清潔な生活環境を保持するよう努めるとともに、市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する意識の啓発に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民等及び事業者に対する市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する意識の啓発

(2) 市民等及び事業者の行う市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する活動の支援

(3) その他市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関し必要な事項

(路上禁煙・美化推進地区)

第6条 市長は、歩行している間又は自転車に乗車している間の喫煙による危険の防止、受動喫煙による健康への影響の軽減、吸い殻、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置による生活環境の悪化の防止等のため特に必要があると認める地区を路上禁煙・美化推進地区として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、路上禁煙・美化推進地区の変更又は指定の解除をすることができる。

3 市長は、路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は指定の解除をしようとするときは、当該地区の住民等の意見を聴くとともに、当該地区を管轄する警察署と協議するものとする。

4 市長は、路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示するものとする。

5 市長は、路上禁煙・美化推進地区の指定又は変更をしたときは、標識を設置する等により当該地区が路上禁煙・美化推進地区であることの周知を図るものとする。

(禁止行為)

第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 路上禁煙・美化推進地区内の道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をすること。

(2) 公共の場所（路上禁煙・美化推進地区内の道路を除く。）において、歩行している間若しくは自転車に乗車している間に喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をすること。

(3) 公共の場所において、配布した印刷物等がその周辺に散乱したときに、当該散乱した印刷物等を放置すること。

(事業者の吸い殻、空き缶等の回収容器の設置等の義務)

第8条 たばこ、飲料、食料等の販売を行う事業者（自動販売機の設置者を含む。）は、吸い殻、空き缶等の散乱を防止するため、その回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第9条 市長は、第7条第2号若しくは第3号の規定に違反した者又は前条の規定に違反した者であつて、生活環境を著しく害していると認められるもの（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、違反者が前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(違反事実の公表)

第11条 市長は、違反者が前条の規定による措置命令に従わないときは、当該違反者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(質問又は報告)

第12条 市長は、前3条の規定に基づき指導、勧告、措置命令又は違反事実の公表を行うときは、必要に応じ、当該職員をして関係人に質問させ、又は関係人から報告を徴させることができる。

(健康・安全・清潔な地域づくり協議会)

第13条 市長は、市民等、事業者、関係機関等が健康で安全かつ清潔な都市市川市の実現を目指し総合的に調整し、及び協議するため、地区ごとに、健康・安全・清潔な地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 市長は、第7条第1号に規定するそれぞれの禁止行為をした者に対し、それぞれの違反行為について1万円以下の過料を科することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条、第13条及び第14条の規定は同年1月1日から、第15条の規定は同年4月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成16年5月規則第42号で、同16年6月1日から施行）

(市川市環境美化条例の一部改正)

2 市川市環境美化条例（昭和56年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成21年 9 月24日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 6 条の改正規定（同条第 4 項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改める部分に限る。）は公布の日から、第 1 条の改正規定、第 6 条の改正規定（同条第 4 項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改める部分を除く。）及び次項の規定は同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年12月31日において現に改正前の第 6 条第 1 項の規定により路上禁煙地区として指定されている地区については、平成22年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間は、同条の規定は、なおその効力を有する。